



# 特許願 (特許法第38条ただし書の規定による特許出願)

昭和49年7月6日

(2,000円)

特許庁長官 廣 藤 英 雄 殿

1. 発明の **ニアツキ油圧式プレスブレーキ**
2. 特許請求の範囲に記載された発明の数 **2**

### 3. 発明者

住所(居所) 郵便番号  
氏名 **特許出願人と同じ**

### 4. 特許出願人

住所(居所) 郵便番号 **243**  
氏名(名称) **神奈川県厚木市湯水28-28 川野 進**

方式 審査 特許



49-076900

### 明 細 書

#### 1. 発明の名称

油圧式プレスブレーキ

#### 2. 特許請求の範囲

- (1) 移動テーブル1の両側に該移動テーブル1を昇降せしめる油圧機構9, 11を装着し、固定テーブル17のほぼ中央部に油圧機構29を装着してなる油圧式プレスブレーキにおいて、前記油圧機構9, 11に連通した油路33と油圧機構29に連通した油路35との間に、油圧機構9, 11に作用する油圧に対し油圧機構29に作用する油圧を増減圧調整自在の増減圧調整機構31を介設したことを特徴とする・油圧式プレスブレーキ。
- (2) 特許請求の範囲(1)に記載の発明にして、油圧機構9, 11に連通した油路33に1次油圧シリンダー機構37を連通し、油圧機構29に連通した油路35に2次油圧シリンダー機構39を連通し、上記1次, 2次油圧シリンダー機構37, 39のプランジャー41, 43をそれぞれ横杆49の両端付近に支承せしめ、該横杆49を揺動自在

⑱ 日本国特許庁

## 公開特許公報

⑪特開昭 51-6163

⑬公開日 昭51.(1976)1.19

⑰特願昭 49-76900

⑳出願日 昭49.(1974)7.6

審査請求 未請求 (全4頁)

庁内整理番号

6809 39  
7114 31

⑫日本分類

12 C3/3.1  
54 B47

⑭ Int. Cl?

B21D 5/02  
B30B 1/32

の揺動体57に枢支ピン59を介して枢支し、上記プランジャー41の作用点から枢支ピン59の中心までの距離  $L_1$  と、プランジャー43の作用点から枢支ピン59の中心までの距離  $L_2$  との比率を任意に設定自在に設けたことを特徴とする・油圧式プレスブレーキ。

#### 3. 発明の詳細な説明

従来、第1図に示されるように移動テーブルを昇降動作する油圧機構が移動テーブルの両側にある型式のプレスブレーキ等において曲げ加工を行なう場合、被加工材料の抗張力、弾性限、降伏点、弾性係数などの特性およびこれ等に基づくスプリングバックの特性など、曲げ加工に抵抗する力が抗力となつて現われ、製品の加工仕上りに重大な影響を与える。すなわち、比較的長大な上型と下型を用いるプレスブレーキ等の曲げ作業において、上型を加圧する力が上型を取付けた移動テーブルの左右両側に位置し、下型を支承した固定テーブルが両側を支持されている場合は、曲げ加工時にプレスブレーキ等の左右の中心付近において